

# 「新しい公共」に関する一考察

—幅広いセクターとの協働領域として—

岩切 道雄

日本大学大学院総合社会情報研究科

## A consideration of "the new public "

As collaboration area with the wide sector

IWAKIRI Michio

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

It thought with the thing that a state shouldered public society so far. However, after 1990's people's active areas in "Public" have been caused by gaining power NPO with Hanshin-Awaji Earthquake as a turning point. Moreover, limited government and the use of the market mechanism is valued by severe financial picture and diversification of administrative service etc, and people's areas in public have expanded in the state. As a result, people's areas in public have extended and the idea "New public" has been caused. Because collaboration by administration and private sector is effectively advanced, "New public" is important. "New public" is considered in order to make the society which can continue also in the 21st century on this research.

---

### 1 はじめに

これまで社会は国家が担う「公」と企業や市民、コミュニティが担う「民」の2元で成り立つものと考えられてきた。しかしながら、90年代以降「公」の担い手を「市民」と考えるようになるとともに、阪神・淡路大震災を契機としたボランティア活動に対する社会的認知の高まりに伴うNPOの台頭により「公」における「民」の活動領域が生じてきた。

一方、国家においても、90年代から続く景気低迷等による厳しい財政状況、行政サービスの多様化とその増大等により、小さな政府、市場メカニズムの活用が重視され、「官から民へ」、「民にできることは民へ」という流れができ「公」における「民」の領域が広がっていった。

この広がりにより、「公」における「民」の領域において官民協働が生じ、この協働の取り組みが進むにつれて、「新しい公共」について論じられるようになってきた。

現在、政府・地方自治体においては、厳しい行・財政状況の中、多様化・増大する行政ニーズの質・量を高めつつ、コストは削減するという難しい課題に直面している。しかしながら、21世紀の新しい社会ではこの課題を解決しなければ持続可能な社会の実現、国民の福祉を増進することは困難である。この考察では、この課題の解決に重要な鍵を握る協働を効果的に実施するために重要な基盤となる「新しい公共」について考察をすることとする。

### 2 「公・私」二元論から「私・公共・公」の三元論へ

ここでは、これまで社会活動は「公・私」の二元的に考えられていたものが、現在、社会情勢の変化等により、「私・公共・公」の三元論という考え方が生じてきていることについて考察していく。

これまでの公私観は公の領域を政治、司法などの領域や国家の税金で賄われる領域とし、私（プライベート）的な領域を個人の幸福追求や仮定、経済、

宗教など公以外の領域からなる「公私二元論」という考え方であった。

公共哲学においては、公私二元論について戦前の日本にあった「公」のために私的なことを犠牲にする滅私奉公を批判し、「私」を「公」に従属させるような考え方ではないとしている。また、この公私二元論は滅私奉公的な公一元論や全体主義の危険性を免れ、個人の権利を擁護していることを評価している。

しかしながら、この公私二元論においても限界がある。それは、経済や家庭、宗教など公私二元論で「私」の領域としたものが、その領域だけに納まりきらないのである。例えば経済においては、中心商店街の再建について、再建策の策定や活性化フォーラム、イベント開催などにおいて商店街の経営者や地域住民が一体となって取り組まねばならなくなっていること、家庭においても、ボランティアによる子育て支援や幼児虐待への対応、DV（ドメスティック・バイオレンス）の問題など「公」と「民」が協調してその解決に力を注がなければならない状況になっている。

このことは今日のNPO法人などによる公の領域における様々な活動がその限界の端的に表している。

この公私二元論の限界を乗り越えるために、公共哲学では「相関的三元論」を提唱している。

相関的三元論の基本理念は、「政府の公／民（人々）の公共／私的領域」を相関関係にあるものとしてとらえ、「活私開公（かいしかいこう）」という理念を前面に打ち出す「個人—社会」観<sup>1)</sup>である。

相関的三元論が出てきた背景としては、一つには90年代のバブル崩壊による税収の減少や行政ニーズの多様化による行政サービスの増大に伴う支出の増加で、国・地方公共団体の財政は逼迫し、小さな政府を目指さざるを得なかったこと。

二つ目は、民においても、阪神淡路大震災を契機として制定された特定非営利活動促進法（NPO法）によりNPOが台頭し、NPOが公共の領域で様々な活動を始めたことによる。

このような背景によって、これまで政府・地方自治体が独占してきた公の領域を民に解放するようになった。この公の領域を公共哲学では「政府を担い

手とする公」と「民や人々の支える公共」に区別するべきであると主張している。

さらに、「民や人々の支える公共」を単なる民や人々の共同ではなく、政府・地方自治体に積極的に相互作用する「民（人々）の公共」と市場などの「私的領域」に区分し、さらに政府が担う公と併せて、「私・民の公共・公」を相関的に考えている。

この民の公共の領域において、行政とNPO法人、ボランティア等との間で官民が対等に目標達成を目指す協働が様々な分野で展開されている。

今日の行政では、この民の領域における協働をいかに効果的に行うかが重要なこととなっている。

また、公共哲学が提唱している「活私開公（かつしかいこう）」とは滅私奉公と対峙する概念で、個人を他者関係のなかで活かしながら、「民（人々）の公共性」を開いていくということであり<sup>2)</sup>、金泰昌氏が最初に用いた言葉である。

公私二元論においては、「公」と「個人」の関係を考えるにあたって、「公」という言葉が、国家や権威的な意味を含んでいること、さらに「公」が「人々との共同性」や「国民みんなのためのもの」というイメージを連想させることから、「公」を進めるためには、個人においては前述の滅私奉公的な思想にならざるを得ず、「公」と「個人」の関係において双方が並立することが難しかったと考える。

一方、相関的三元論では公の領域を「政府を担い手とする公」と「民や人々の支える公共」に区分していることから「民の公共」において、個人は「他者感覚」を媒体にして「公共」と「個人」が対等な関係で並立しながら、両者は補完しあうことが可能となるのである。

つまり、「公共」と「個人」対等な関係を維持しながら相互が補完しあうことのできる「民の公共」に「新しい公共」が存在すると考える。

1) 山崎直司『公共哲学とは何か』ちくま新書2004年 p35

2) 山崎直司『公共哲学とは何か』ちくま新書2004年 p37

### 3 「新しい公共」の中での企業の役割

ここでは、「公私二元論」の中で、私的領域のみで活動すると考えられてきた企業が「私・公共・公」の三元論においては、「民の公共」の担い手にも成り得ることができ、NPO法人やボランティア団体等とともに、「新しい公共」の担い手であることについて述べる。なお、ここでいう企業とは広い意味では水道事業や電気事業などを担う「公企業」もあるが、営利を目的とする「私企業」のこととする。

これまで、営利を求め市場経済の中で活動をしている企業というものは、プライベートな領域のみに存在するものと考えられてきた。つまり企業は利益を追求し、私のためだけに活動を行うことから、「公」とは無関係なものにとらえられてきた。

しかしながら、最近、市場経済の中で活動する企業においても公共圏のプレイヤーとして「民の公共」の担い手として考えられるようになってきた。

その理由の一つとして、国際的大企業が破綻すると簡単に1件「兆円」単位のデフォルト（債務不履行）が発生するのが当たり前になってきており、企業の多くのステークホルダー（利害関係者）に多大な迷惑を掛けることとなる。株主である株の投資家のみならず、融資先の銀行、社債の保有者、仕入れ先など債権の保有者、その取引関係先、グループの従業員などマルチ・ステークホルダーと呼ばれるすべての関係者に多大な影響を及ぼすほか、監査を担当した公認会計士事務所の破綻を招く事態も招来する<sup>3)</sup>ことがある。

このことは、米国エンロンの事件をはじめとしたアメリカ、ヨーロッパで発生した国際的大企業における不正会計処理事件などがその例である。

また、もう二つ目の理由として国際的企業グループの中には利己的で弱者の人権や環境に配慮しない様々な行動がみられ、社会的責任を果たしていない企業に米国で起きた深刻な不買運動など消費者から大きな社会的ペナルティーにさられる<sup>4)</sup>ことである。このことは国際的大企業にかぎらず、ほとんどの私企業にあてはまることで、日本においても不買運動にまでは至らなくとも企業イメージを大きく損ない企業経営に重大な損害をもたらす可能性が高い。

このようなことなどを背景として、近年企業にお

いては法令の遵守を徹底させるコンプライアンス、企業活動をきちんと消費者に説明するアカウンタビリティ、企業活動に関する情報公開など、企業の社会的責任（CSR）を果たすことが大きな課題となってきた。

つまり、これまで私的領域において活動を行う企業においては社会的責任を負うことがほとんど想定されていながったが、グローバル化の高まりや消費者の意識向上などによって、社会的責任を求められるようになってきた。

そのため、今日では企業としても法令の遵守や株主、消費者等への説明責任等、企業そのものの価値を高める社会貢献に取り組むとともに、従業員などの河川浄化作業や高齢者福祉ボランティア等への参加、NPO法人などに対する助成事業を実施する企業も珍しくなくなってきた。

これにより、これまで企業は公共とは相反するセクターであると考えられてきたが前述の状況などにより「民の公共」の担い手として考えられるようになってきた。

この流れは社会が企業に対して社会的責任を益々求めていくことなどの傾向から今後一層強くなっていくと考えられ、NPO法人などとともに「新しい公共」をより発展させていくセクターとして期待できる。

### 4 行政セクターの領域、民間セクターの領域

これまで「公・私二元論」の限界を超えるための「私・公共・公」の三元論、「民の公共」、公共の領域における企業の役割等について述べてきた。

ここでは、協働を研究するにあたり重要となる行政と民間の領域について考察していく。

協働（Collaboration）とは、行政と市民、NPO法人、ボランティア団体、企業、大学等が対等の関係として、共通の目的達成のため協力していくことである。この協働は市民社会の成長や政府・自治

3) 『NIRA政策研究』2004年11月VOL.17 NO.11 犬飼重仁「公共圏のプレイヤーとしての企業の今日的課題」p47

4) 『NIRA政策研究』2004年11月VOL.17 NO.11 犬飼重仁「公共圏のプレイヤーとしての企業の今日的課題」p47

体の厳しい財政状況を背景に、90年代半ばからまちづくりの領域でよく使われるようになった言葉で、最近では政府・地方自治体で多く用いられているが法律で定義されたものはない。

東京都では、「東京都における社会貢献活動団体との協働」の指針に基づき、02年3月に策定した「社会貢献団体との協働マニュアル」の中で協働を「相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供するなどの協力関係」と定義している。また、他の地方自治体においてもほぼ同様定義と認識している。

協働を効果的に行うためには、協働はどの領域で可能なのか、行政セクターの領域、民間セクターの領域を把握する必要がある。それは協働が想定できない国防や外交などの領域や市場経済の領域で協働を考えても意味がないからである。

世古一穂氏は社会における各セクターについて、第一セクターを行政、第二セクターを民間で営利を追求する企業、第三セクターを民間の非営利セクターである市民活動団体（NPOなど）に区分している。この区分では、国や地方公共団体からの出資金に民間の出資金を加えた、公・私混合型企業形態の事業方式を意味したこれまでの第三セクターとは異なり、NPO法人などの市民活動団体を第三セクターと位置づけているところが新しいものである。

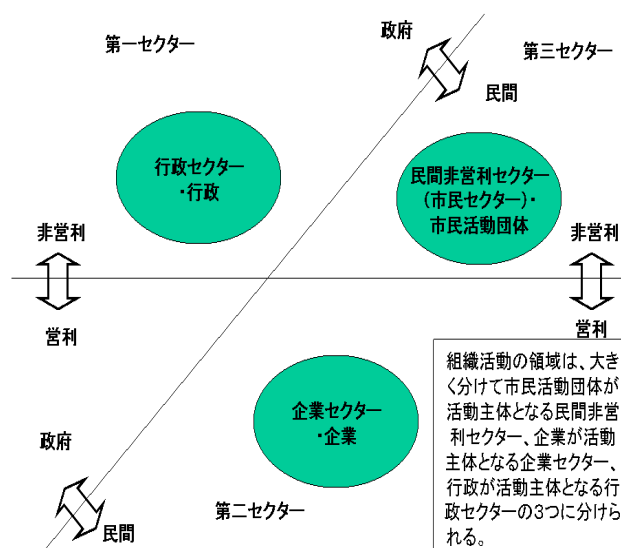
NPOなどの第三セクターの役割として、行政や企業には向かない先駆的、実験的、人間的な社会サービスを作り出し、社会に供給することとしている。

また、第三セクターがその役割を果たすためには第一セクターと第二セクターに偏っている社会的資源、人、モノ、カネ、情報を平等に配分し、NPOを核とした第三セクター＝市民セクターを強化していかなければならない<sup>5)</sup>としている。

そして、第一セクター、第二セクター、第三セクターの各領域を次のとおり概念図にまとめている。

この概念図では、「政府・民間」、「非営利・営利」の領域を示し、その中で行政セクター、企業セクター、民間非営利セクターがどのような領域に位置しているかを示している。これにより、政府と民

間という公・私の区分に営利・非営利の要素加えることで各セクターの位置づけを明確にすることができる。



各セクターと領域の概念図

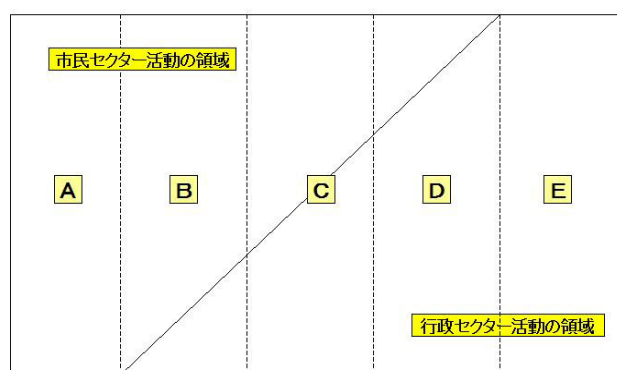
出所：世古一穂『協働のデザイン』 P21

さらに、社会の領域を考える上で重要となる市民セクターの活動領域と行政セクター活動領域に焦点をあてて、それぞれの活動領域を対局に置き、各セクターの影響の強さによってA～Eまでの5つの領域に分類し、「市民セクターと行政セクターの諸相の概念図」（次ページに記載）を示している。

この図では、Aは民間非営利組織（市民セクター）が主体的に活動を行う領域とし、B～Dは行政と民間非営利組織とがそれぞれの役割に応じて協働する領域としている。Aに近いほど市民主体であり、Eに近いほど行政が主体の領域である。Eは行政が責任を持って対処すべき領域を示している。Bの部分は市民活動が主となり行政セクターが支援する領域である。Cは行政とNPOが対等の責任でやる領域、Dは行政が主でNPOが手伝う形の協働領域を示している。

この概念図により、市民セクターと行政セクターがどの領域で協働を行うことができるか、また協働を行う際にどちらがリーダーシップを発揮していく

5) 世古一穂『協働のデザイン』学芸出版 2001年 P19



市民セクターと行政セクターの諸相の概念図

出所：世古一穂『協働のデザイン』 P59

べきかを認識することが可能になる。

しかしながら、これに加えて最近公共の担い手と成りつつある企業との関係も示していく必要があると考える。

## 5 三重県の取り組み

三重県では、平成16年4月にスタートした三重県総合計画「県民しあわせプラン」の理念に基づき、めざす社会における公の姿を「新しい時代の公」という理念を提唱し、長期的な視野に立ってその実現に向けて取り組んでいる。

この「新しい時代の公」を推進するため、三重県では「新しい時代の公推進委員会」を平成16年7月に設置し、17年1月までの間に6回の委員会において密度の濃い検討を行い、同年2月に「新しい時代の公」推進調査報告書を作成し、これを受け三重県において同年4月に「新しい時代の公」推進方針を策定している。

この方針によると「新しい時代の公」とは、県民が自主的に地域に関わり、地域を作っていく地域主権の社会においては、地域の課題解決を行政だけに任せておくのではなく、県民自らが取り組むことが重要になってくる。これまで「公的領域は行政が担うもの」と考えられてきたが、これからは県民も行政と共に「公」を担う主体となる考え方が、新しい時代の「公」の考え方である。新しい時代の「公」の在り方のもとで、「行政が担う「公」の内容を見直すとともに、県民、行政などの多様な主体が担う領

域についても、社会全体で支えるしくみを整えていくことが必要になるとしている。

その中で「公」、「行政が担う領域」、「多様な主体が担う領域」について次のように定義している。

まず、「公」については、「公」とは国家、政府、社会、公然、公共など様々な意味があるが、「私（わたくし）」と対比する概念として、「公共性又は公益性のある活動領域」として用いている。「行政が担う領域」については、社会基盤整備、制度・しくみ・環境の整備など行政が整備した方が効率的であることや県民では担えないような公共サービスの提供などを県民の付託に基づき、行政が主となり担当する公的領域としている。「多様な主体が担う領域」は行政も含めた地域の多様な主体が役割分担のもとで、協働しながら共に担う公的領域としている。具体的には、自然環境を守り育てる活動、子供たちが健やかに育つための地域での取り組みなど県民が主となって行い、行政が支援する地域のための多様な「公」の活動がある。ここでいう「多様な主体」とは、県民一人、ひとり、NPO、地域の団体、企業、市町村、県など地域のために活動する個人、団体などのことを総じている。

また、この多様な主体の役割分担も示している。

「県民一人ひとり」に対しては、自分の生き方や家族を大切に考えることを基本にしながらも、「しあわせ」を築いていくための土台となる社会を住み良くしていく役割としている。

「NPO、地域団体など」については、それぞれの団体の目的や特徴などに応じて、地域で必要とされている様々なことに対してきめ細かなサービスを提供することや地域の課題を解決する役割、県民一人ひとりが「新しい時代の公」を担い、自らの生きがいを見出す可能性をもった「場」としての役割としている。

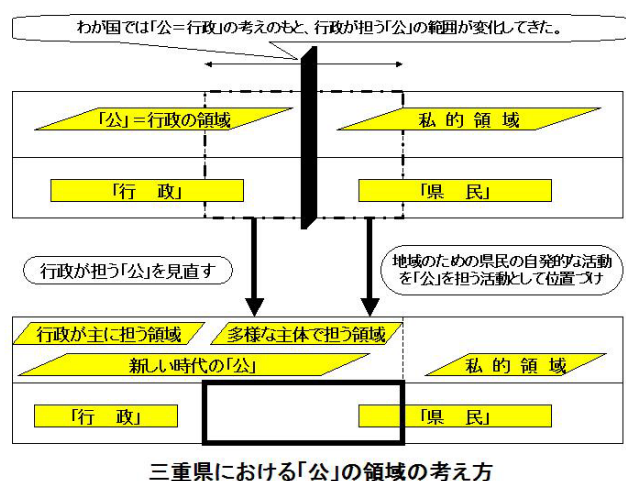
「企業の役割」については、事業活動を通じ、社会の発展に寄与する社会的役割のほかに、他の主体との協働や従業員の社会貢献活動の奨励など、地域の一員としての役割としている。

「行政の役割」については、安全で安心して暮らせる生活の実現に必要な社会的基盤や環境を整備し行政が担う公共サービスを提供する役割、県民が



「公」を担うために必要な制度や環境の整備、調整などの役割としている。

三重県では、時代に応じて行政が担う「公」の範囲が変化してきたこと、「公」の領域の変化という面に注目して、「新しい時代の「公」の領域」、「行政が主に担う領域」「多様な主体が担う領域」など概念的に整理し次のように図式化している。



出所：三重県『新しい時代の推進方針』

このように三重県では、新しい時代の「公」という新しい概念を打ち出し、その領域は主に行政が担う領域、多様な主体が担う領域に整理し、21世紀に向けて県民をはじめ様々な者との協働を積極的進める基礎を固めており、先進的な例であると考えられる。

## 6 「新しい公共」での動き

これまで述べてきたように、現在、「公」に関して新しい概念の研究や変化する社会経済情勢に対応した新しい公についての取り組みが進んでいる。

このような状況の中で新たなセクターの提言やその実例または具体的な取り組みが行われてきている。

### ①地域連携型セクター

地域連携型セクター（産・官・民）による地域活性化と題して、（財）神戸都市問題研究所が地域連携型セクターを提言している。

「地域連携型セクター」とは、地域を支える新たな担い手の必要性から、待望されるセクター（担い手）の方向性として、連携により既存セクターの機能が相互補完され、相乗効果が期待できる新たな行

動原理、組織形態、経営資源を持つセクターである。

この地域連携型セクターが必要とされる背景としては、「社会経済環境・価値観の変化」、「すきま領域における担い手不在・需要増大」、「政府の失敗、市場の失敗」、「コミュニティ力の低下」、「行政運営の新たな潮流（NPM等）」、「企業の社会的責任（CSR）要求の高まり」、「自立したセクターの台頭」、「地域の新たな統治スタイルの確立の必要性」の8つの背景を上げている。

しかしながら、制度的な裏付けのない中で、すぐには新たなセクターが実現できないことから、既存セクターが地域において連携（地域連携）する上で共有できる行動原理を「目的共有性（特定の公益等の目的共有）」、「相互自立性（相互に自立した主体の連携）」、「参画型対等性（相互に参画して計画等を決定）」、「負担対等性（相互に相応の負担を分担）」、「相乗効果性（各主体単独よりも効果が大きい）」、「地域性（対象とする地域の明確化）」、「公開性（プロセス・結果の透明化）」の7つの「地域連携」の前提条件（行動原理）として上げている。

また、地域連携に期待される機能として、「地域住民主体の地域ガバナンス力の創造」、「地域資源の有効活用機能」、「新たな公益・共益ニーズへの対応機能」、「新産業・雇用創出機能」、「地域におけるソーシャルキャピタル醸成への期待」の5つの機能を上げている。

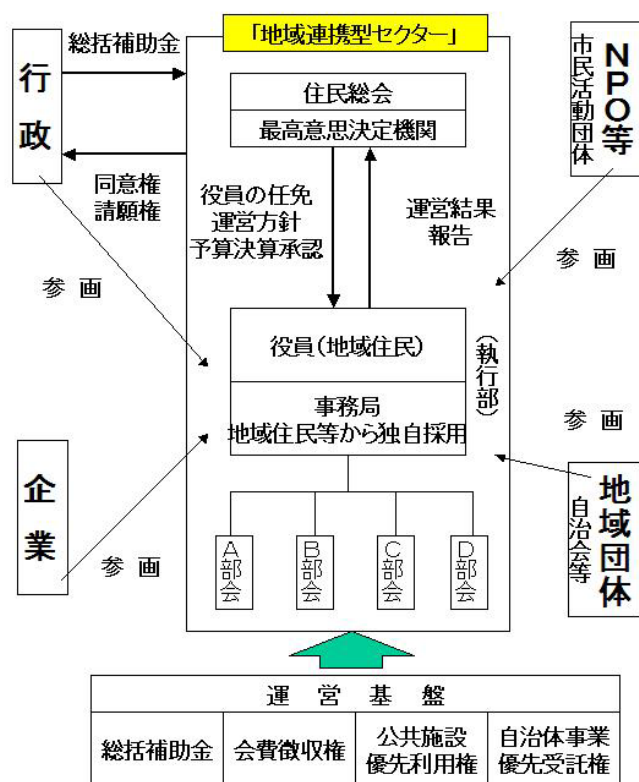
さらに、連携の手法としては、「業務委託」、「補助・助成」、「物資・サービス等の提供」、「活動の場の提供・開放」、「情報提供・広報協力」、「事業共催・協賛・後援」、「公益信託・寄付」、「事業提案」、「担当窓口の整備」、「アドバイザー派遣」、「相互交流」、「人事交流」、「政策戦略形成参画」など様々な連携手法を考えている。

以上を踏まえた上で、地域連携推進から地域連携型セクターの創設に向けて、必要性和方向性を示している。

まず、必要性としては、NPO・自治体、企業が個々の課題解決や適切なマッチングをすれば地域連携の効果が大きいことを上げ、方向性としては、継続性・安定性を確保しながらあくまでも多様なセクターが連携する長所を活かすためには、独自の行動

原理（上記の7つの前提条件）で既存セクターから自立した経営判断を行うことができる地域を代表する「公益・共益サービス供給組織」＝「地域連携型セクター」の創設が不可欠であるとしている。

さらに、「地域連携型セクター」の運営システムの方向性として、「一定割合（例：半数）以上の地域住民参加」「住民総会など運営・決定への住民参画」「プロパー役員・スタッフの確保」「行政への同意権等、会費徴収権等の賦与」「総括補助金優先受領権、公益施設優先利用権、自治体事業優先受託権等の賦与」「各セクターの主体的な取り組みと役割分担と多くのセクターが参画できる非排除性の確保」の6つを上げている。



地域連携型セクターの運営システムの概念図

出所：『地域連携型セクターによる地域活性化』

このように地域連携型セクターは、行政、NPO、企業、地域団体と様々なセクターの参画によって地域の諸課題を解決していこうとするもので、NPOだけではなく、他のセクターを巻き込んでいるところが興味深い。ただ、この地域連携セクターは、小さな役所を新たに作るように見え、行政改革、小さ

な政府の流れからとは反するような感がある。

## ②九州観光推進機構

次に、新しい公共を担う団体の例として「九州観光推進機構」を上げる。この団体は九州7県が人とカネを出した広域行政的要素と観光に係る民間企業が集まる広域企業連携の2つの要素を持つ団体である。これまで観光振興は行政において取り組みが難しかった分野であったが、これを広域かつ民の強い力を取り入れることで一層の振興を図ろうとするものである。新しい公共の領域における新たな取り組みであると考ええる。

その設立背景としては、これまで九州各地域において、地域住民や民間団体、自治体等が地域づくりや観光地づくりのために活発な取り組みを行ってきたが、ここ数年の観光の動向では、北海道や沖縄などへの観光客が増加傾向にあるのに対して、九州地域の観光は相対的に減少していることから、この減少を九州一体となって九州観光復興に向け、力を結集していくことが必要となっていた。

そのため、2003年10月に「九州はひとつ」の理念のもと、九州地域の自立的かつ一体的な発展に向けて「九州地域戦略会議」を設置し、その活動の一環として、九州観光戦略の策定を決議した。これに基づき「九州観光戦略委員会」が2004年1月に設置され、九州観光を振興するために九州が一体となって取り組むべき戦略について検討を行い、同年10月に「九州観光戦略」をとりまとめられた。

この戦略は「旅先としての九州を磨く戦略」「国内大都市圏から九州に人を呼び込む戦略」「東アジアから九州に人を呼び込む戦略」「九州観光戦略を進める体制づくり」の4本の柱と49の施策からなっており、その実行機関として、平成17年4月22日に「九州観光推進機構」が設立された。

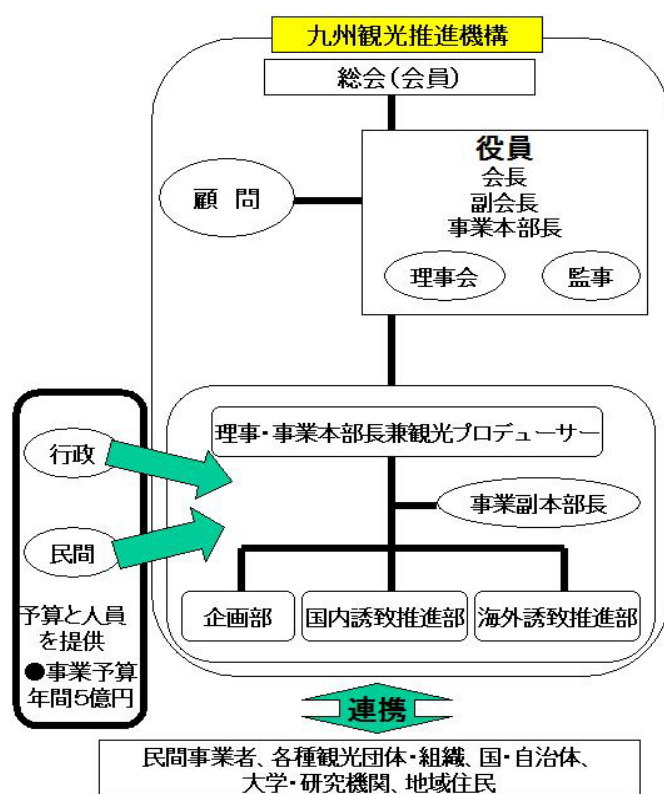
この機構は、九州地域における観光客の受入れ体制の整備をはじめ、国内大都市圏や東アジアなど国内外の重要市場をターゲットとした観光客誘致活動など九州観光戦略を着実に展開していくこととなっている。

その組織体制は、九州各県の県庁から1人ずつ職員を派遣するとともに、民間からもANA、JALの航空会社、JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅

行の国内大手旅行会社、J R九州、九州電力、N T Tドコモ、西日本鉄道など総勢23名で構成されている。

この組織の特徴としては、前述のとおりこれまでなかった九州各県から人、負担金を出している広域行政と民間においても、業種の違いを超えて観光に関係する分野が結集しているところにある。いわば、超広域行政+広範民間によるこれまでにない新しい連携である。また、その活動領域においても、広域観光振興という分野であることから、「新しい公共」の領域で活動する組織である。

具体的な組織図については、次のとおりである。



「九州観光推進機構」の組織図

出所：「九州観光戦略」P39

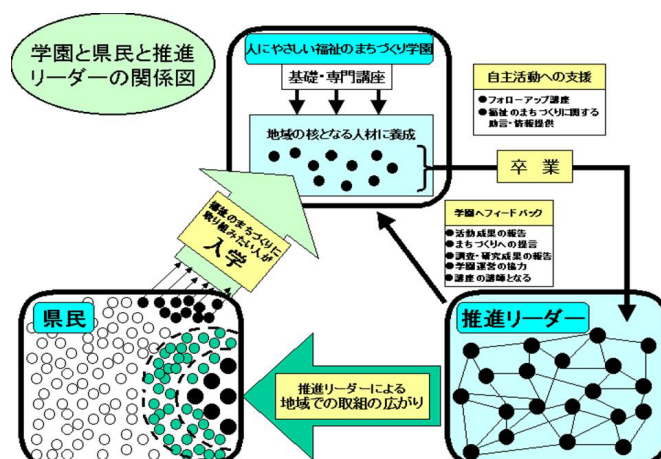
### ③人にやさしい福祉のまちづくり学園の取り組み

新しい公共の領域での具体的な実践例としては、宮崎県において、2004年から実施されている「人にやさしい福祉のまちづくり学園」の取り組みがある。

この学園は、県民の積極的な参画により福祉

のまちづくりを進めるため、平成16年度に宮崎県が設置したものである。その仕組みについては、学園には福祉のまちづくりに熱意のある18歳以上の県民に入学してもらい、福祉のまちづくりに関する基礎、専門的知識を身につけてもらい、卒業した者から希望する人に、「人にやさしい福祉のまちづくり推進リーダー」を委嘱し、その後地域で活動してもらう。学園卒業後も活動が円滑に進むようフォローアップ講座を実施するものである。

また、学園には電話、ホームページがあり、いわば校舎のない学校のようなものである。学園と県民のイメージ図は次のとおりである。



【 学園と県民のイメージ図 】

その具体的な内容は、基礎・専門講座、前期後期のフォローアップ講座などから構成され、2004年は、8月28日～10月2日までの毎週土曜日に基礎・専門講座が行われた。

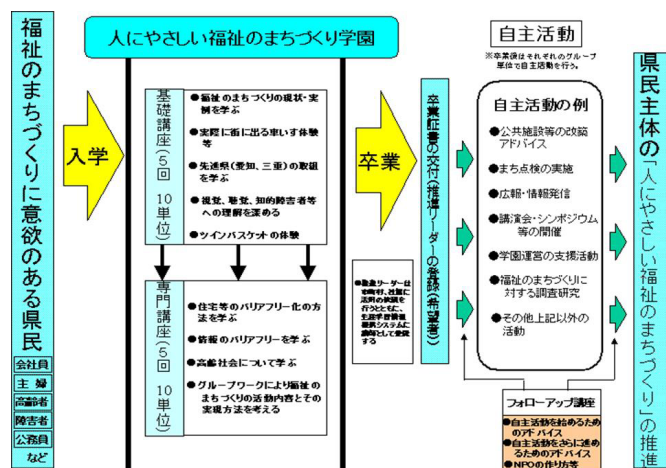
講座の内容は、ノンステップバスの乗車、デパートでの買い物、喫茶店でお茶を飲むなど実際に外に出て障害者の日常を体験する車いす体験や視覚障害者、聴覚障害者、オストメイトなどの障害者との意見交換、愛知、三重県の先進地の人によるパネルディスカッション、介助犬の実演と説明、車いすバスケット体験、住宅、情報のバリアフリー、認知症の専門家による講演など幅広くかつ質の高い講義がおこなわれた。さらに、この講座で学んだことをもとに、グループワークを通じてこれから自分たちが取



り組む活動を考え、その発表を行い、マスコミ、学識などからなる審査員によるコンテストを開催し、ベストグループを決定した。

学園には、55名が入学し、そのうち、44名が卒業、卒業生の中から1名を除く全員に「人にやさしい福祉のまちづくり推進リーダー」を委嘱した。

また、卒業後も活動を始める前の11月の前期フォローアップで基礎・専門講座の復習や防災のことを学び、2月の後期の講座で、これまで自分たちが行ってきた活動についての発表を行った。学園のフロー図については、次のとおりである。



【学園のしくみ図】

現在、行政とNPO法人との協働が重要視されているが、学園事業は社会福祉法人、NPO法人、株式会社、行政の4者協働という幅広いセクターとの協働スタイルで実施した。

4者の調整が難しい面もあるが、それぞれの得意分野を活かすように進めたことから、行政単独ではとても実行できない質の高い、効果的で、低いコストの事業を実施することができた。さらに、2005年は学園の卒業生である推進リーダーも学園の企画・運営に関わり、いわば、県民である推進リーダー、社会福祉法人、NPO法人、株式会社、行政の5者協働という、さらに幅広い者による協働が行われている。これは、まさに「新しい公共」の領域における実践例である。

## 7 「新しい公共」のあり方

上記のように述べてきたことを十分念頭に置きながら「新しい公共」について次のように考察していく。

### ①「私・公共・公」の三元論による行政の領域、民間の領域

「新しい公共」を考えるにあたって、この「新しい公共」というのはどの領域に存在するかを明らかにする必要がある。それには、行政の領域、民間の領域について明らかにする必要がある。

#### ●行政のみの領域

この領域は、本来、国、地方公共団体がやるべき国防、外交、道路建設、警察、消防などがあり、さらに公の調整のための様々な許認可がある。また、この領域は、国防、外交など国全体で考えていくべき国の領域と警察、消防など各地方・各地域の状況も考えながら行う地方公共団体の領域がある。

従って、この領域では、住民の参加、参画はなく、協働の対象とならないところである。

従来の「公・私」二元論の中での「公」にあたる部分である。

#### ●行政・民間がともに担う領域

ここでは、行政と民間が協働しながら担っていく領域である。この領域は、行政が主導するもの、民間が主導するものの大きく2つに分けられる。

例えば、行政主導のもので考えられるのは、NPO育成を目的にしたマネジメント講座開催の委託事業などである。民間主導としては、NPO等が主催する障害者のコンサートへの行政の名義後援などがある。

この部分は「民の公共」の領域であり、NPOをはじめ、公益法人、大学などの研究機関、企業など様々なプレイヤーが活躍できる領域である。

#### ●民間のみの領域

この領域も大きく分けて、住民が担っているものと営利企業等が担っているものがある。住民が担っているものとしては、補助をもらうことなく行っている地区の自治会活動などがある。また、営利企業等が担っている市場などがある。

従来の「公・私」二元論の中での「私」にあたる

る部分である。これらの考えを図示すると次のようになる。

| 区 分 |        | 行政のみの領域              | 行政・民間の領域                              | 民間のみの領域                        |
|-----|--------|----------------------|---------------------------------------|--------------------------------|
|     |        | ← 新しい公共 →            |                                       |                                |
| 行政  | 国      | 国防・外交・国税徴収など<br>各種審判 | NPO発案の啓発イベント、NPOの専門性を活かした提言など<br>行政主導 | 存在しない                          |
|     | 地方公共団体 | 警察・消防・義務教育など         |                                       |                                |
| 民間  | 住民・NPO | 存在しない                | 初歩段階のNPO育成・奨励事業、公共施設の管理運営など<br>民間主導   | 住民の主体的活動・自治会活動など<br>民間の営業活動・市場 |
|     | 企業     |                      |                                       |                                |

図表：行政・民間の担う領域の概念図

## ②新しい公共における行政・民間の役割

これら領域において、行政・民間はどのような役割を果たしていくべきなのかについて次のように考察する

### ●行政が単独に担う領域での役割

ここで主に想定されるのが、国においては、国防、外交、国税徴収など、地方公共団体においては、警察、消防、義務教育など、さらに許認可等の公権力の行使であることから、的確性、迅速性、公平性、公正性、正確性などを念頭に置きながら、役割を果たしていくものとする。

### ●行政が中心となる領域での役割

この分野では、住民（企業も含む）の参加、参画、協働が可能になる分野である。

そのため、行政としては、その事業に対する行政の専門性等を生かし、民間をリードしていかなければならない。その場合も民間を下請け的に使うのではなく、民間の力を引き出していくよう努めなければならない。

また、民間は行政が達成しようとしている目的を十分把握し、その上で民間の視点を付け加えられるように努めなければならない。

### ●民間が中心となる領域での役割

この分野では民間は、行政をよく理解し、行政を十分活用しながら、その目的を達成していかなければならない。

また、行政は、民間の効率性、機動性、現場性

を活かすことが必要である。民間がリードしていくため、行政としては民間が力を十分に発揮できるように上記以上に民間の力を引き出していかなければならない。例えば、行政の得意とする行政機関同士の交渉などで民間をサポートしていく。

### ●民間単独で担う領域（私的領域＝市場など）での役割

この領域は、住民が担うもの、営利企業等が担う市場などがある。

住民が担うものについては、住民同士よく理解しあいながら住民の視点で自治を行っていく必要がある。

営利企業等が担うものについて市場の機能を十分活かし社会活動の円滑化に努めなければならない。

## 8 まとめ

以上、社会状況の変化にともなう「公・私」二元論から「私・公共・公」の三元論への転換、それに伴う「民の公共」の誕生、「民の公共」における企業の役割、協働を念頭に行政の領域、民間の領域の概念整理、三重県の「新しい公共」に対する取り組み、「新しい公共」での具体的な動き・実例を述べてきた。

さらに、これらを踏まえて「新しい公共のあり方」についても考察した。

「新しい公共」は、国防・消防などの国家・地方公共団体が担う領域、協働が可能となる行政・民間が併存する領域、企業の社会貢献やボランティア団体が単独で行う活動など民間のみの領域の一部に存在するものとする。

つまり、「新しい公共」はこれまでの行政の領域、協働が可能な行政と民間の領域、民間のみで公共活動を行う一部の民間の領域と幅広い領域に渡るものである。

これは、前述のとおり、バブル崩壊による政府・地方公共団体の財政悪化等で生じた「官から民へ」の流れに伴う公の分野の民間への開放、阪神淡路大震災等を契機にしたNPOの台頭による民間での公共の担い手の登場等によるものであると考える。

この「新しい公共」については、今後も社会・経済システムの変化によって時代とともに変

化していくものと考えられる。

しかしながら、その変化の方向性は、行政における厳しい行財政状況による「小さな政府化」への流れ、NPOに対する様々な支援策の実施や社会認知の一層の向上等によるNPOのさらなる台頭、また多くのステークホルダーを抱えること等による企業社会的貢献（CSR）や企業社会的投資（SRI）の促進の必要性等から、「新しい公共」の重要性の向上やその領域の拡大は容易に推測できる。

この「新しい公共」を活性化することこそが、国民福祉の増進を図ることとなり、21世紀の新しい社会に求められていくことだと考える。

この活性化に当たって重要な鍵となるのが、行政と民間による効果的な協働である。

少子高齢化等により、行政を取り巻く情勢はますます厳しくなりさらなる財政悪化が懸念される中、行政サービスは質・量ともに向上させながら、コストは低減させるという極めて困難なことを実現させなければならない状況に追い込まれている。

この課題の解決の有効な方策の一つが、効果的な協働により行政・民間ともにモチベーションを高め、「新しい公共」での事業効果を10倍、100倍にも高めていくことである。

今後は、「新しい公共」の変化について常に把握していくとともに、この新しい公共の上で行われる協働を最も効果的に実施するための、モデルの策定、そのモデルの運用方策について研究していくこととしたい。

#### 参考文献

1. 山崎直司『公共哲学とは何か』ちくま新書 2004年5月
2. 山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編『新しい公共性』有斐閣 2003年3月
3. 青木昌彦・奥野正寛・岡崎哲治編著『市場の役割・国家の役割』東洋経済新報社 1999年4月
4. ロバート・キルピン著、古城佳子訳『グローバル資本主義』東洋経済新報社 2001年11月
5. 佐々木毅編『公共哲学2 公と私の社会科学』東京大学出版会 2001年1月
6. 『NIRA政策研究』2004年11月 VOL.17 NO.11『新しい公共のプラットフォーム』
7. 『自治フォーラム』 第一法規出版 2001年7月
8. 犬飼重仁著『グローバル経営と新しい企業金融の原理原則』リックテレコム 2000年
9. 総合研究開発機構 2004 NIRA 研究報告書『新しいコミュニティから展開する官民協働の可能性に関する研究』
10. 世古一穂著『協働のデザイン』 学芸出版社 2001年
11. 松行康夫、松行彬子著『公共経営学』 丸善株式会社 2004年3月
12. 松下啓一『自治体NPO政策』 ぎょうせい 1998年11月
13. 世古一穂『市民参加のデザイン』 ぎょうせい 1999年1月
14. 人見剛編『協働型の制度づくりと政策形成』 ぎょうせい 2000年12月
15. 岸田眞代・高浦康有『NPOと企業』 同文社出版 2003年3月
16. NIRA 研究報告書『地域連携型セクター（産・官・民）による地域社会活性化』 2004年3月
17. 三重県「新しい時代の公」 2005年4月

(Received : September 30, 2005)

(Issued in internet Edition: November 20, 2005)